



## 業務委託（講師業務）契約

株式会社ココシカ女性医療研究所（以下、「甲」という）とBTL Japan株式会社（以下、「乙」という）とは、以下条項に基づき、講師業務に関する本業務委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（委託業務の内容）

乙は、令和2年11月8日、（ヒルトンプラザ ウエスト・オフィスター）において開催される、医学的学術講演（第1回 HIFEM Meeting in 大阪）（以下、「本契約」という）における講師として、甲を招聘し、甲に対し本講演において本契約に従った講演を行う業務を委託する。

### 第2条（講演の目的）

本講演は、乙社製品について、対象者への学術情報提供を目的とする。

### 第3条（講演開催期日と場所）

講演は、令和2年11月8日（13時30分～16時00分）、（ヒルトンプラザ ウエスト・オフィスター）にて開催される。

### 第4条（契約上の地位の譲渡）

甲は、本契約上の地位を他の第三者に譲渡することや本契約上の義務を甲に代わり第三者に履行させることはできない。

### 第5条（甲の責務）

甲は、講演派遣に承諾を与える甲の所属医療機関の内部規則を遵守するのみならず、乙における講演の運営に関する規則を遵守し、医療専門家として必要とされる注意事項に配慮しつつ、医学上の専門的立場から積極的かつ活発に業務を遂行しなければならない。

### 第6条（業務費支払）

乙は、本契約締結の後に、本講演にかかる業務費として拾萬（100,000）円（但し、消費税込み）と、移動に必要な交通費を乙ないし乙親会社の社内規定に準じて、本講演後速やかに甲に対し支払うものとする。

### 第7条（法令遵守の表明と保証）

- (1) 甲および乙は、本業務委託契約内容に関連する諸法令、特に医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約および同施行規則を含む諸規則を遵守して、本業務委託契約の業務の委託・受託および業務遂行がなされ、業務対価としての報酬支払いと費用負担がなされた、若しくはなされる事を表明かつ保証する。
- (2) 甲は、甲奉職・所属医療機関・大学の内部規則を遵守し本業務委託契約を締結し、本業務の遂行をなし、本業務の対価としての報酬受領と費用負担の受益がなされることを表明かつ保証する。
- (3) 上記(2)の表明と保証の一環として、甲は、本契約の締結に際して本契約内容について甲奉職・所属機関に通知し、必要とあれば事前又は事後の承認・承諾を取るものとする。甲奉職・所属機関より乙への照会がある場合においては、乙は同機関へ本業務委託契約内容について応答することができ、その契約内容開示手続きの過程

において、乙は同機関に対して本業務委託契約の違法性について確認を求めることができる。

- (4) 上記(3)とは別途、乙は、本契約の締結に際して本契約内容について甲奉職・所属機関の代表者等に通知し、必要とあれば事前又は事後の承諾の取得又はその確認を求めることがある。
- (5) 上記(2)の違法性に関して、甲奉職・所属機関から疑義が表明された場合には、甲は速やかにその機関から本業務委託契約締結および業務遂行に関して承認・承諾を取得するものとし、その承認取得手続きが遅延若しくは不承認の場合には、乙の判断にて本業務委託契約はその時点で解約されたものと見なすことができ、その場合、乙は第6条の業務費等の支払い義務を負わない。また、乙は、かかる承認・承諾の有無、その承認・承諾取得手続きに関して、責任を負わない。

#### 第8条（講演記録）

甲は、本講演が録画等により記録され、その録画等の講演記録がDVD等の形態で乙により医師等の関係者へ配布されることを承認する。ただし甲乙が了承のもとスライドの内容によっては一部消去することを許可する。甲は、当該DVDを含め本講演の講演記録について著作権、肖像権等一切の権利を乙に対して主張せず、本講演に関し、その名目を問わず、第6条記載の業務費・交通費以外のいかなる対価も要求しないものとする。

#### 第9条（その他）

本契約に定めなき事項、若しくは各条項に疑義が生じた場合には、信義に基づき誠実に、両当事者協議の上解決をはかるものとする。

以上、本契約成立の証として、原本2部作成記名捺印の上各自1部保有する。

令和2年7月27日

甲：住所〒547-0033 大阪府大阪市平野区平野西5-8-29

氏名 株式会社ココシカ女性医療研究所

代表取締役 二宮君江



乙：〒104-0061 東京都中央区銀座8-18-4 THE FORME GINZA 2階

BTL Japan 株式会社

Japan Country Manager 渡邊大嗣

